



鳥取県公報

平成15年 3月28日(金)
号外第29号

毎週火・金曜日発行

目 次

公 告 公益法人に対する立入検査の実施状況（総務課）..... 1

公 告

平成13年度における知事の所管に属する公益法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので公告する。

平成15年 3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

1 立入検査を実施した公益法人の数等及び名称

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人数
160	39	37

立入検査を実施した公益法人名

(1) 通常検査

財団法人鳥取県消防協会、社団法人鳥取県消防設備保守協会、社団法人鳥取県エルピーガス協会、財団法人共立学園、財団法人鳥取開発公社、財団法人鳥取県市町村振興協会、財団法人鳥取市人権情報センター、財団法人鳥取県部落解放研究所、財団法人とっとり政策総合研究センター、財団法人鳥取県情報センター、財団法人米子市福祉事業団、社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会、社団法人鳥取県手をつなぐ育成会、社団法人鳥取県老人クラブ連合会、財団法人帝京鳥取健康福祉振興会、財団法人伯耆しあわせの郷事業団、社団法人鳥取県調理師連合会、財団法人鳥取県保健事業団、社団法人鳥取県栄養士会、財団法人東郷温泉龍鳳閣振興公社、財団法人羽合温泉開発公社、財団法人鳥取市環境事業公社、財団法人米子市生活環境公社、社団法人鳥取県産業廃棄物協会、財団法人鳥取県環境管理事業センター、財団法人鳥取県東部環境管理公社、社団法人鳥取県ビルメンテナンス協会、社団法人鳥取県ダンプカー協会、社団法人鳥取県食品衛生協会、財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター、社団法人鳥取県浄化槽協会、財団法人鳥取県天神川流域下水道公社、社団法人鳥取県情報産業協会、財団法人鳥取県産業振興機構、社団法人鳥取県勤労者福祉施設協会、財団法人鳥取民芸美術館、社団法人鳥取県物産協会、社団法人鳥取県不動産鑑定士協会及び社団法人鳥取県建築士会（以上39法人）

(2) 通常検査（行政委託型法人に係るもの）

財団法人共立学園及び財団法人鳥取県産業振興機構（以上2法人）

2 改善すべき点のあった法人の内訳

法人の運営面で問題のあった法人	事業の内容、実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人
35	11	33

3 主な指導事項及び改善内容

(1) 通常検査

ア 法令又は定款若しくは寄附行為に反するもの

(法人運営面)

(ア) 定款等の規定上、定款等の変更又は解散に係る議決数が、正会員の総数(財団法人の場合にあっては、理事の現在数)の4分の3を下回っている。

社団法人鳥取県調理師連合会(平成17年3月31日)

(イ) 長期借入金の承認手続が適正に行われていない。

財団法人鳥取開発公社(平成17年3月31日:定款変更済み)

財団法人鳥取県市町村振興協会(平成17年3月31日:今後適正に行うよう確約)

イ 改善を加えた方がよい事項で特に重要なもの

(法人運営面)

(ア) 評議員会を設置していない。

財団法人鳥取県消防協会(平成18年3月31日)

財団法人鳥取開発公社(平成17年3月31日)

財団法人鳥取県市町村振興協会(平成17年3月28日)

財団法人とっとり政策総合研究センター(平成17年3月31日)

財団法人鳥取県情報センター(平成17年3月31日)

財団法人米子市福祉事業団(平成14年3月31日:未措置)

財団法人鳥取県保健事業団(平成18年3月31日)

財団法人羽合温泉開発公社(平成17年3月31日)

財団法人鳥取市環境事業公社(平成17年3月31日)

財団法人米子市生活環境公社(平成17年3月31日)

財団法人鳥取県環境管理事業センター(平成17年3月31日)

財団法人鳥取県東部環境管理公社(平成17年3月31日)

(イ) 評議員が理事又は監事を兼任している。

財団法人共立学園(平成18年3月31日)

(ウ) 総会等が定款等の規定どおり開催されていない。

社団法人鳥取県勤労者福祉施設協会(平成15年3月31日)

社団法人鳥取県不動産鑑定士協会(平成15年3月31日)

(エ) 定款等の変更手続は適正に行われているか。

社団法人鳥取県手をつなぐ育成会(改善済み)

社団法人鳥取県老人クラブ連合会(平成14年3月29日:改善済み)

(オ) 定款等の規定上、定款等の変更に係る議決数が、正会員の総数(財団法人の場合にあっては、理事の現在数)の4分の3を下回っている。

財団法人共立学園(平成16年3月31日)

財団法人鳥取民芸美術館(平成17年3月31日)

(カ) 登記(変更を含む。)が適正に行われていない。

社団法人鳥取県エルピーガス協会(改善済み)

財団法人鳥取県市町村振興協会（平成17年3月31日：改善済み）

社団法人鳥取県手をつなぐ育成会（平成14年7月31日：改善済み）

社団法人鳥取県老人クラブ連合会（平成14年3月29日：改善済み）

財団法人伯耆しあわせの郷事業団（改善済み）

（キ） 会員の入会又は退会が、定款、規則等の規定どおり適正に行われていない。

財団法人鳥取県部落解放研究所（平成15年5月8日：同年4月に寄附行為を変更予定）

社団法人鳥取県手をつなぐ育成会（平成15年3月31日：改善済み）

（事業実施面）

（ク） 公益事業の規模が、総支出額の2分の1未満である。

財団法人鳥取県部落解放研究所（平成15年5月8日：改善済み）

財団法人鳥取県情報センター（平成17年3月31日）

財団法人米子市福祉事業団（平成17年3月31日）

財団法人伯耆しあわせの郷事業団（平成18年3月31日）

財団法人帝京鳥取健康福祉振興会（平成18年3月31日）

社団法人鳥取県産業廃棄物協会（平成17年3月31日）

社団法人鳥取県ダンブカー協会（平成15年3月31日）

社団法人鳥取県不動産鑑定士協会（平成17年3月31日）

社団法人鳥取県建築士会（平成17年3月31日）

（ケ） 収益事業の支出規模が、総支出額の2分の1以上である。

財団法人鳥取県情報センター（平成17年3月31日）

財団法人米子市福祉事業団（平成17年3月31日）

社団法人鳥取県不動産鑑定士協会（平成17年3月31日）

（コ） 収益事業の利益の額の2分の1以上を公益事業のために適正に使用していない。

財団法人鳥取県情報センター（平成17年3月31日）

（財務・会計面）

（サ） 内部留保水準が適当な水準（30パーセント程度）を上回っている。

社団法人鳥取県消防設備保守協会（平成18年3月31日）

財団法人鳥取開発公社（平成17年3月31日）

財団法人鳥取県市町村振興協会（平成17年3月31日）

社団法人鳥取県手をつなぐ育成会（平成18年3月31日）

社団法人鳥取県老人クラブ連合会（平成18年3月31日）

財団法人帝京鳥取健康福祉振興会（平成18年3月31日）

社団法人鳥取県栄養士会（平成18年3月31日）

財団法人鳥取県保健事業団（平成18年3月31日）

社団法人鳥取県産業廃棄物協会（平成17年3月31日）

社団法人鳥取県ビルメンテナンス協会（平成18年3月31日）

財団法人鳥取民芸美術館（平成17年3月31日）

社団法人鳥取県不動産鑑定士協会（平成17年3月31日）

社団法人鳥取県建築士会（平成17年3月31日）

注 法人名の右の括弧書内の日付けは、通知により改善を指示した期限であり、改善期限以外の記述は、改善期限が到来したものに係る改善状況である。なお、改善期限の記述のないものは、改善を指示する通知を発出する前に改善されたものである。

ウ その他改善を加えた方が良好として指導した事項のうち主なもの

（法人運営面）

- (ア) 役員就任承諾書等の書類の不備(18法人)
 - (イ) 事務(文書)規則、給与、退職金等に係る規則等の不備(10法人)
 - (財務・会計面)
 - (ウ) 公益法人会計基準(昭和60年9月17日付公益法人指導監督連絡会議決定)に基づいて作成されていない計算書類がある。(14法人)
 - (エ) 資金の範囲(公益法人会計基準様式第5の1(4)に規定する資金の範囲をいう。)が明らかにされていない。(12法人)
 - (オ) 前期繰越収支差額及び正味財産増減計算書の前期繰越正味財産額と前年度の収支計算書及び貸借対照表とが突合していない。(9法人)
 - (カ) 正味財産増減計算書の当期正味財産増加額(減少額)と貸借対照表の当期正味財産増加額(減少額)とが突合していない。(10法人)
 - (キ) 前年度の貸借対照表と当該年度の正味財産増減計算書を勘定科目ごとに合算した結果と当該年度の貸借対照表とが突合していない。(10法人)
 - (ク) 重要な会計方針を注記していない。(22法人)
- (2) 通常検査(行政委託型法人に係るもの)
- 主な指導事項及び改善内容
- 改善を加えた方が良い事項で重要なものはなかった。